

2016年3月

特許庁委託事業

# 模倣対策マニュアル

## ロシア編



JETRO

## 第6節 その他の権利

### (1) 商号と取引名

パリ条約における「商号(trade name)」には「商号(company name)」というロシア語が充てられているが、必ずしも全ての場合において意義が一致しているわけではない。

また、ロシアの法律には英語の「取引名(trade name)」に直接相当するものはない。最も意味が近く、英語で trade name (取引名) と訳されるものは「取引上の表示(commercial designation)」というロシア語であり、企業が取引を行う際に使用する名称を指す場合に用いられる。

#### 商号(company name)

民法第 1473 条(1)条は、商号とは商業組織の名称であり、市場で法人を識別するものであるとしている。ある法人の商号は設立定款に記載されている。商号は、統一国家法人登記簿に登録しなければならない。

外国企業の商号もロシアで保護される。

商号には企業の組織形態(「有限責任会社」や「株式会社」など)及び商号そのものを含める必要がある。商号は企業の事業分野を示す言葉のみで構成することはできない。ロシア語での正式名称のほか、ロシア語での略称、ロシア語と外国語による正式名称及び/又は略称も認められている。ロシア企業の名称に外国の企業組織形態を示す用語及び略称を含めることは禁止されている。一方、他の外国語のロシア語翻訳を商号に含めることは認められている。

さらに制限があり、ロシア企業は、次に掲げるものを商号に含めることができない。①外国の国の正式名、略称又はこれらから派生した語 ②国家機関の正式名又は略称 ③公共機関の正式名又は略称 ④公益、人間性及び道徳性に害となる表示。

ロシア連邦政府が許可した場合を除き、会社名に「ロシア連邦」、「ロシア」及びこれらからの派生語を含めることは禁じられている。商号が法的要件に適合していない場合、法人登録担当局は商号の変更を求めて裁判所に提訴することができる。

商号の所有者の排他的権利は、看板、レターヘッド、インボイスその他の文書、広告、商品とそのパッケージに使用するなど、適法な方法で識別手段として商号を使用するというものである。商号の処分(譲渡や使用許諾を含む)は許可されていない。

登記簿に先に登録されている商号と同一又は混同を生じるほど類似する商号を類似の事業の実施に使用することはできない。かかる使用があった場合、優先権の所有者は類似の活動による損害を主張して当該商号の禁止又は強制的変更を求めることができる。

商号に対する権利は、その表示が所有者により商標として登録されているか又は取引名/取引上の表示として使用されているかにかかわらず保護される。

商号又はその一部の要素は、当該商号の所有者に帰属する取引名に含めてもよい。

#### 取引名(trade name)/取引上の表示(commercial designation)

取引名とは、法人及び個人事業主が取引、工業等の事業との識別手段として使用する表示であり、商

号とは異なる。事業活動を行う法人及び個人事業主は、これらに帰属する取引、工業等の事業を識別するため、取引名を使用することができる(民法第1538条)。これらは商号ではなく、設立文書に含めてはならない。また、法人単一国家登録簿に登録してはならない。商号は、一又は複数の企業の識別に使用される。

取引名に係る権利は、当該表示に識別力があり特定の地域で知られるようになった場合に発生する。この権利は、所有者が1年間連続して使用しなかった場合に消滅する。

法律が定める取引名に係る権利は、商号と商標が使用される方法と主として同じ方法で、適法に取引名を使用する権利であるとされている。取引名はそれが識別する企業に付されるものであり、取引名の処分はその企業と併せて行わなければならない。したがって、企業リース契約により又はフランチャイズ(「営業権」)契約の一部で取引名の使用权を付与することは認められる。

取引名の所有者は、同一又は混同を生じる程度に類似する商標、商号、取引名を使用する者が後日出現した場合には、使用停止及び使用により発生した損害賠償を要求することができる。同一権利者の商標又は商号に使用されている要素と類似の要素を含む取引名は、かかる商標又は商号とは別個に保護される。

法律では取引名(取引上の表示)について非常に詳細に説明しているが、事業におけるその重要性はあまり高くない。取引上の表示そのものが訴訟提起の根拠となった極端な事例があった。その他、商号、ドメイン名及び商標が関係するものの、取引名(営業権)がほとんど言及されない事例もあった。

## (2) ドメイン名

ロシアに割り当てられているドメインは、.SU、.RU及びキリル文字の.PΦである。

SUドメインはソ連のドメイン名空間として作成された。1991年にソ連が崩壊した後、.SUドメインは引き続きロシアのドメインとなった。.SUゾーンは、ロシアのインターネットの中で中規模ではあるが安定したゾーンでありこのドメイン名もロシアで引き続き使用されている。

ロシア連邦の国ドメインである.RUは1994年に創設された。2014年末までに、約500万のドメイン名が.RUを使用している。

.RUを使用するドメイン名の登録規則は自由度が高い。法人も自然人もドメイン名を登録できる。非居住者によるドメイン登録は禁止されていない。

.RUドメイン及び.SUドメインはロシアのドメインとして問題なく機能しているが、インターネット用にさらにロシアのドメインを作る必要性が感じられた。当初、インターネットは英語を話すユーザー向けであった。したがって、ドメイン名には英文字が使用されていた。その後、インターネットが世界中に普及して英語を使用しない国でもインターネット通信が可能になった。ロシアのインターネット・ユーザーはどんどん増加したがその多くは英語を話せない。したがって、ロシア国民が利用しやすいようにロシア向けにキリル文字が使用できるようにすることが決定された。トップレベル・ドメインにキリル文字を導入した国はロシアが最初である(現在では数カ国がキリル文字を使用している)。.PΦを登録してから1年未満のうちに、.PΦの使用者の大半がロシア連邦の住民であることが明確になったが、外国人による登録も存在している。2014年末までに約90万の.PΦドメインが登録されている。

ロシアにはインターネット上の不法占拠が存在するため、商標又は照合と同じドメインをすべての公開アクセスサイトと権利者が参入しようとしている市場の国の国内ドメイン・ゾーンの両方で登録して

おくことを推奨する。

インターネット・アドレス空間は現時点で法的規制が及んでいない。ロシア連邦の法律も、ロシア連邦の下位法も、ドメインの法的地位、使用方法、保護を規定していない。

ロシアのドメイン・ゾーンの名前には統一ドメイン名紛争処理方針(UDRP)もこれに類似する手続も適用されない。商標等の識別手段の権利者とドメイン名管理者に争いが生じた場合、裁判所は司法の一般原則に基づいて審議する。

ドメイン名が他人の商標に抵触する場合、紛争は裁判所で解決される。その場合、先行権の一般原則が適用される。すなわち、先行の対象物ほど紛争に勝つチャンスが多くなる。後発の対象物が商標である場合、ドメイン名所有者は、特許庁による当該の商標の取消しを求め、及び特許庁が商標の取消しを行わない場合、裁判所に上訴することができる。

被告によるドメイン名の使用が識別手段に対する原告の排他的権利を侵害していると認定された場合、当該ドメイン名は登録簿から除外される(取消し)。勝訴側(原告)は、.RU、.SU、.PФの各ドメイン名登録規則に従って当該ドメイン名を登録する優先権が与えられる。この権利を行使するには勝訴者は判決が発効してから30日以内に、自己が選択した管理者とドメイン名登録のサービス契約を締結し、ドメイン名管理権への同意を得る。

実務上、ドメイン関連の紛争は下記の条件を満たしていなければならない。

- 原告が識別手段に対して排他的権利を有していること。
- 被告がドメイン名管理者であること。
- 当該ドメイン名が識別手段と混同するほど類似していること。
- 識別手段に対する排他的権利を、当該ドメイン名登録の前から有していたこと。
- 当該ドメイン名は商標が登録されている商品／役務の促進のために使用され、又は当該法人の事業分野に関連していること。

裁判所は申立ての根拠となった状況が存在するか決定する。裁判所は、手続法に従い、文書及び資料による証拠、訴訟当事者の説明、証人の証言その他の証拠を受理する。

しかしながら、裁判所は被告がインターネットに掲示した情報のみで構成されるウェブ・ページの単なる印刷コピーは証拠として受理しない。そのため、侵害者の違法活動の確認として、侵害者のウェブサイトは公証人あるいは裁判所による証明を得る必要がある。

### (3) 半導体配置設計権

集積回路の回路配置(配置設計)は、集積回路を構成するすべての素子、及び有形的媒体上に固定された素子間の配線の三次元配置を意味する(ロシア連邦民法第1448条)。創造的活動の過程で創作された配置設計の法的保護は、創作性があり、創作日において配置設計業界の作成者及び／又は専門家に知られていなかったことを条件として付与される。配置設計の創作性は反証を許す推定である。配置設計に含まれるアイデア、方法、システム、技術、コード化情報は法的保護の対象にならない。

配置設計の創作者に最初の排他的権利が与えられる。排他的権利の発生後は、譲渡、使用許諾により移転することができ、又は職務による配置設計の場合は、法律の運用により雇用者に移転する場合もある。

配置設計は、最初に使用されてから2年以内であれば Rospatent に登録することができる。配置設計に対する権利は最初に使用されたとき、又は登録されたときのいずれか早い方から10年間である。配置設計が登録されている場合、譲渡、使用許諾、担保権設定契約及び契約によらない配置設計の譲渡(組織再編など)も Rospatent に登録しなければならず、登録しなければこれらは無効となる。

法律の任意規定により、職務中又は雇用者が指定する特定の任務遂行中に従業者が創作した配置設計に対する権利は、雇用者に帰属する。配置設計の作成を具体的に定めた契約に基づき、受託者が作成した場合は、顧客に帰属する。配置設計を具体的に定めない契約により受託者が作成した場合は、受託者に帰属する。当事者間の契約でこれと異なる定めをすることができる。

配置設計に対する権利を雇用者が所有し又は第三者に譲渡された場合、雇用者は対価を受ける権利を有する。そのため契約に事前に対価の金額及び条件を定めておくことを推奨する。

#### (4) 植物の新品種に対する権利

ロシアの用語では、動植物の品種を総称して「選択成果物」と呼ぶ(第1412条)。特許を付与されるためには、成果は、顕著性、単一性、安定性(DUS 基準)及び新規性の基準を遵守していなければならない(第1413条)。

##### 新規性

成果が新規として認められるためには、特許出願の提出日において、当該成果の種子又は品種が、次に掲げる期間内に、まだ販売されておらず、かつ他の態様で、飼育家、その法定相続人により、又は、彼らの同意を得て、当該成果を用いるために第三者に対し移転されていないことが必要である。

- 1) ロシア連邦領域内一出願日の1年前よりも早く
- 2) 他国の領域内一出願日より4年以上早く、葡萄の品種、装飾樹もしくは果樹栽培又は森林樹の品種に関する場合は、出願日より6年以上早く

##### 識別力

成果は、出願の提出の時点で公然知られたその他すべての品種の成果とは明確に区別されるものでなければならない。

##### 単一性

成果は、繁殖異常と関連して発生しうる個体のばらつきを考慮して、それらの特徴において、十分に均一でなければならない。

##### 安定性

成果の安定性が認められるのは、繁殖を反復した後、又は特殊な繁殖サイクルにおいては各サイクルの終了時に、基本的特性が変化しない場合である。

成果に係る特許は、ロシア連邦農業証により付与され、その存続期間は30年間である。葡萄、装飾樹及び果樹の栽培の品種及び森林樹の品種(それらの台木を含む)の場合、法的保護の存続期間は35年間である(第1424条)。

成果に係る特許を取得する権利は、当初は、成果の育成者に帰属する(民法 1420 条)。ただし、成果に対する特許を取得する権利は他人(法定承継人)に又は契約により譲渡することができる。

権利者は、成果及びその一部に係る排他的権利を有し、それらを使用及び処分する排他的権利を有する(民法第 1421 条)。成果の使用には、次に掲げる行為が含まれる。

- 1) 生産及び繁殖
- 2) さらなる繁殖のための調整
- 3) 販売の申し出
- 4) 販売その他民間の流通に置くこと
- 5) ロシア連邦領域からの輸出
- 6) ロシア連邦への輸入
- 7) 上記 1~6 に記載した目的のための保管

ロシア法は、成果に係る排他的権利の侵害に該当しない行為として次に掲げる行為を規定している。

- 1) 企業活動と関連しない私的な必要又はその他の必要を満たすための行為
- 2) 実験目的で行われる学術的研究
- 3) 成果を他の植物品種又派動物品種の育成のために発生源の物質として使用すること
- 4) 農場で取得した植物材料を当該農場域内で植物品種の増殖のために 2 年以内に使用すること
- 5) 所定の農場における使用のための商品動物の繁殖
- 6) 特許権者により、又は、特許権者の同意を得た他人により民間の流通に置かれた種、植物材料、育種材料、及び商品動物に対して行われるあらゆる行為。

ロシアで成果物に対する特許を取得するには、出願書に所定の書類を添付してロシア農業省に提出する。

出願日から特許証が発行されるまでは、各成果には暫定的な法的保護が与えられる。すなわち、暫定的な法的保護の期間内に成果が無断で使用された場合、権利者は(特許が付与された後に)、出願者の同意なく成果を使用した者に対して金銭補償を求めることができる。かかる補償の額は両当事者又は裁判所が定める。

出願人は、暫定的な法的保護の期間中は、次の三つの状況に該当する場合に限り、種子又は育種材料を販売その他移転することができる。その三つの状況とは、学術的目的による場合、販売その他の譲渡が特許出願の譲渡に関連している場合又は種子バンクを作成する目的での出願人の指示による種子の製造に関連している場合である(民法第 1436 条)。

出願審査の所要期間は成果の種類により異なる。出願を審査した後、農業省は特許権を付与して発明者証を発行するか、特許権付与を拒絶する。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ロシア編

[著者]

GORODISSKY & PARTNERS 法律事務所

編集長：Vladimir Biriulin

[発行]

日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2016年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2016年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。